

手続区分	担当課 (地図の番号)	転入（他市区町村から門真市への住所変更） ※新住所地にお住まいになってから 14 日以内に 転入の届出をして下さい。	転出（門真市から他市区町村への住所変更） ※引越し先の市区町村で、新住所地にお住まいになってから 14 日以内に転入の届出をしてください。	転居（門真市内の住所変更） ※新住所地にお住まいになってから 14 日以内に転居の 届出をして下さい。
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	市民課 (別館 1 階) ① 06-6902-5983	・継続利用・券面記載事項変更をしてください。(マイナンバーカード・ 住民基本台帳カードを持参) ・必要な方は、署名用電子証明書の再発行をしてください。	手続きはありません。 ※転出先の市区町村で継続利用・券面記載事項変更をしてください。 ※転出に伴い、署名用電子証明書は失効します。	・券面記載事項変更をしてください。(マイナンバーカード・住民 基本台帳カードを持参) ・転居に伴い、署名用電子証明書は失効します。必要な方は、署名 用電子証明書の再発行をしてください。
印鑑登録		必要な方は、印鑑登録申請をしてください。(登録する印鑑、本人確認 書類等を持参)	印鑑登録証を返却してください。(郵送可) ※転出に伴い、印鑑登録は抹消 されます。	手続きはありません。
国民健康保険	健康保険課 (別館 1 階) ② 06-6902-5697	加入する場合は、転入日から 14 日以内に加入の手続きをししてくださ い。 ※住所地利権特例対象施設に転入の場合は、その旨をお申し出ください。 ※遠隔地利権資格確認書等の申請済みの方は、その旨をお申し出くださ い。	国民健康保険被保険者証又は資格確認書を返却してください。(郵送可) ※住所地利権特例対象施設・福祉施設へ転出される場合又は、修学のため他市に 転出される場合は、遠隔地利権資格確認書等の申請をしてください。(在学証 明書、施設入所証明書、国民健康保険被保険者証又は資格確認書を持参)	住所変更の手続きをしてください。
後期高齢者医療		(他都道府県からの引越しの場合) 転入日から 14 日以内に加入の手続きをしてください。(前住所地で交 付された証明書等を持っている人は持参) ※住所地利権特例対象施設に転 入の場合は、その旨をお申し出ください。 (大阪府内からの引越しの場合) 住所変更に伴う手続きをししてくださ い。	後期高齢者医療被保険者証又は後期高齢者医療資格確認書を返却してくだ さい。(郵送可) 他都道府県へ転出する人には後期高齢者医療負担区分証明書を発行しま す。 ※住所地利権特例対象施設へ転出される場合は、申し出てください。(後期高齢 者医療被保険者証又は後期高齢者医療資格確認書を持参)	住所変更に伴う手続きをしてください。
国民年金	市民課 国民年金グループ (別館 1 階) ③ 06-6902-6005	日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則として手続 きは不要です。ただし、日本年金機構にマイナンバーが収録されてい ない方、日本年金機構に届け出ている住所が住民票の住所と異なる方 などは手続きが必要です。	手続きはありません。	日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則として手 続きは不要です。ただし、日本年金機構にマイナンバーが収録され ていない方、日本年金機構に届け出ている住所が住民票の住所と異 なる方などは手続きが必要です。
身体障がい者手帳・療 育手帳・精神障がい者 保健福祉手帳	障がい福祉課 (別館 1 階) ④ 06-6902-6154	記載事項変更の届出をしてください。(各手帳を持参) ※住所地利権特例対象施設(グループホームや施設など)に転入の場合は、 その旨をお申し出ください。	手続きはありません。 ※転出先で手続きをしてください。但し、転出先が住所地利権特例対象施設(グ ループホームや施設など)の場合はお問い合わせください。	住所変更の手続きをしてください。(各手帳を持参)
障がい者医療費助成		医療証の交付申請をしてください。 ※住所地利権特例対象施設(グループホームや施設など)に転入の場合は、 その旨をお申し出ください。	医療証を返却してください。(郵送可) ※転出に伴い、医療証は失効となりますので使用できません。 ※住所地利権特例対象施設(グループホームや施設など)へ転出される場合は、 住所地利権申請をしてください。	住所変更の手続きをしてください。 (医療証を持参)
医療費助成 (こども医療・ ひとり親家庭医療)	こども政策課 給付グループ (別館 1 階) ⑤ 06-6902-6186	医療証の交付申請をしてください。	喪失届を提出し、医療証を返却してください。 (郵送及びオンライン申請可) ※転出に伴い、医療証は失効となりますので使用できません。	住所変更の手続きをしてください。(各医療証を持参)
医療費助成 (未熟児養育医療)		養育医療券の交付申請をしてください。	手続きはありません。※転出先で手続きをしてください。	住所変更の手続きをしてください。
児童手当		転入日から 15 日以内に、認定請求をしてください。	受給事由消滅届を提出してください。(郵送及びオンライン申請可) 転出予 定日から 15 日以内に、転出先の市区町村で認定請求をしてください。	受給者と児童が別居になる場合は、住所変更の手続きをしてくださ い。
児童扶養手当 特別児童扶養手当		転入手続きをしてください。	転出手続きをしてください。 転出先の市区町村にて転入手続きが必要です。	住所変更の手続きをしてください。(児童扶養手当受給者証を持参)
保育所・幼稚園・認定 こども園	保育幼稚園課 (別館 1 階) ⑥ 06-6902-6757	教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の申請と、保育所等への 入園手続きをしてください。(現在通われている施設の継続利用を希望 する場合も手続きが必要です。) ※手続きがない場合、継続して通うことができなくなったり、保育料 無償化などの制度を受けられないことがあります。	退所・退園の手続きをしてください。(郵送可もしくは在籍施設にて手続き) 転出先にて左記の手続きをしてください。(現在通われている施設の継続利 用を希望する場合も手続きが必要です。) ※手続きがない場合、継続して通うことができなくなったり、保育料無償化 などの制度を受けられないことがあります。	住所変更の手続きをしてください。 ※現在通われている施設へも報告してください。

引越し（転出・転入・転居届）に伴う関連手続きのご案内

※本案内は一般的な手続き概要について記載しております。詳細は担当課へお問い合わせください。

門真市

手続区分	担当課 （地図の番号）	転入（他市区町村から門真市への住所変更） ※新住所地にお住まいになってから 14 日以内に転入の届出をして下さい。	転出（門真市から他市区町村への住所変更） ※引越し先の市区町村で、新住所地にお住まいになってから 14 日以内に転入の届出をしてください。		転居（門真市内の住所変更） ※新住所地にお住まいになってから 14 日以内に転居の届出をして下さい。
介護保険（資格）	高齢福祉課 総務グループ （別館 1 階）⑦ 06-6902-6301	手続きはありません。	手続きはありません。	※介護保険被保険者証・介護保険負担割合 合証・介護保険負担限度額認定証を返却 してください。（郵送可）	手続きはありません。
介護保険 （住所地特例）		住所地特例の申し出をしてください。	住所地特例の申し出をしてください。		住所地特例の申し出をしてください。
介護保険 （要介護・要支援認定）		転入前の市区町村から要介護認定を引き継ぐ場合は、転入日から 14 日以内に要介護認定の申請をしてください。（前住所地で交付された受給資格証明書を持っている人は持参）	要介護認定を受けていた方は、受給資格証明書を交付します。		住所地特例の方で、要介護認定を引き継ぐ場合は、転居日から 14 日以内に要介護認定の申請をしてください。
125cc 以下のバイク等 （原動機付自転車、小型特殊自動車）	課税課 市民税グループ （別館 2 階）⑧ 06-6902-5874	所有車両の定置場所が門真市内の場合、登録（標識交付申請）をしてください。（再登録用の廃車申告受付書（廃車証明書）を持参）	所有車両の定置場所が門真市外の場合、廃車（標識返納）の手続きをしてください。（ナンバープレート、原動機付自転車申告済証等を持参） ※廃車手続き後、転出先の市区町村で登録をしてください。		手続きはありません。
125 cc超のバイク（軽二輪、小型二輪）		所有車両の定置場所が門真市内の場合、住所変更の手続きを下記で行ってください。近畿運輸局 大阪運輸支局 050-5540-2058（自動音声）	所有車両の定置場所が門真市外の場合、住所変更の手続きをしてください。手続き場所は、管轄の運輸支局にお問い合わせください。		所有車両の定置場所が変更された場合、住所変更の手続きを下記で行ってください。近畿運輸局 大阪運輸支局 050-5540-2058（自動音声）
軽自動車 （軽三輪、軽四輪）		所有車両の定置場所が門真市内の場合、住所変更の手続きを下記で行ってください。 軽自動車検査協会 高槻支所 050-3816-1841（自動音声）	所有車両の定置場所が門真市外の場合、住所変更の手続きをしてください。手続き場所は、管轄の軽自動車検査協会にお問い合わせください。		所有車両の定置場所が変更された場合、住所変更の手続きを下記で行ってください。 軽自動車検査協会 高槻支所 050-3816-1841（自動音声）
公立の小中学校転校	学校教育課 （本館 2 階）⑨ 06-6902-7107	・学校教育課で就学通知書を取得してください。 ・これから通学する学校へ就学通知書、転校用在学証明書、教科用図書給与証明書を提出してください。	・学校教育課で転出通知書を取得してください。 ・現在通っている学校へ転出通知書を提出し、転校用在学証明書と教科用図書給与証明書を取得してください。 ・転出先の市区町村で転校の手続きをしてください。		・学校教育課で転出通知書と就学通知書を取得してください。 ・現在通っている学校へ転出通知書を提出し、転校用在学証明書と教科用図書給与証明書を取得してください。 ・これから通学する学校へ就学通知書、転校用在学証明書、教科用図書給与証明書を提出してください。 ※同一校区内での転居の場合は、手続きはありません。
犬の登録	環境政策課 指導グループ （深田町 19 番 5 号リサイクルプラザ）⑩ 06-6902-7212	転入前の所在地で登録されている鑑札をお持ちください。 マイクロチップが挿入されている場合は、番号が分かる書類を持参して、担当課窓口で手続きをしてください。	手続きはありません。 ※転出先の市区町村で手続きをしてください。		所在地等変更の手続きをしてください。
妊婦健康診査 （妊婦健康診査受診券）	門真市こども家庭センターひよこテラス母子保健グループ （御堂町 14 番 1 号保健福祉センター4F）⑪06-6904-6500	門真市こども家庭センターひよこテラス母子保健グループ窓口で未使用の受診券を門真市の妊婦健康診査受診券へ交換してください。（母子健康手帳、未使用の受診券、本人確認書類） ・助産師等の面談があります。（所要時間 30~60 分程度）	手続きはありません。 ※転出前に府外・委託医療機関以外で妊婦健診を受診した方は、2 年以内であれば償還払いの申請が可能です。 ※転出先の市区町村で受診券の交換をしてください。		手続きはありません。 ※受診券の住所欄には新しい住所を記入して使用してください。
予防接種予診票 （子ども）	門真市こども家庭センターひよこテラス母子保健グループ ⑪ 06-6904-6500	手続きはありません。（予防接種を受ける際は、市が委託している医療機関で予診票を受取ってください。）	手続きはありません。（予防接種を受ける際は、転出先の市区町村担当課までお問合せください。）		手続きはありません。（予防接種を受ける際は、市が委託している医療機関で予診票を受け取ってください。）
予防接種予診票 （成人）	健康増進課管理・医療グループ⑪ 06-6904-6400	予防接種を受ける際に必要な予診票については、市が委託している医療機関で受取ってください。 ※高齢者肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチンの接種を希望する場合は、接種券が必要になるため、接種前に担当課にお問い合わせください。	手続きはありません。（予防接種を受ける際は、転出先の市区町村担当課までお問合せください。）		手続きはありません。（予防接種を受ける際は、市が委託している医療機関で予診票を受け取ってください。）
水道の使用	環境水道部お客さまセンター （泉町 7 番 23 号）⑫ 06-6903-2121	開栓の届出をしてください。（電話可）届出がない場合でも、使用が判明した際は水道料金等の基本料金などががかかります。	閉栓の届出をしてください。（電話可）届出がない場合、使用されていなくても水道料金等の基本料金などががかかります。		必要な開閉栓の届出をしてください。（電話可）届出がない場合でも、使用が判明した際は水道料金等の基本料金などががかかります。なお、旧住所については閉栓の届出がない場合、使用されていなくても水道料金等の基本料金などががかかります。